

第四百四十七回国
参議院農林水産委員会會議録第五号

平成十二年三月二十一日(火曜日)
午後二時開会

委員の異動

三月十六日

須藤美也子君

補欠選任
井上 美代君

三月十七日

森下 博之君
谷林 正昭君
井上 美代君
阿曾田 清君

補欠選任
中原 爽君
峰崎 直樹君
須藤美也子君
鶴保 庸介君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

若林 正俊君

岩永 浩美君
亀谷 博昭君
小林 元君
須藤美也子君
谷本 誠君

金田 勝年君
岸 宏一君
佐藤 昭郎君
中川 義雄君
中原 爽君
三浦 一水君
郡司 彰君
羽田雄一郎君
藤井 俊男君
峰崎 直樹君
鶴岡 洋君
渡辺 孝男君

国務大臣

農林水産大臣

政務次官

農林水産政務次官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

農林水産省農産園芸局長

農林水産技術会議事務局局長

大沢 辰美君
鶴保 庸介君
石井 一二君

玉沢徳一郎君

金田 勝年君

山田 榮司君

木下 寛之君

三輪壽太郎君

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○政府参考人の出席要求に関する件

○農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法を廃止する法律案(内閣提出)

○大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(若林正俊君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十七日、谷林正昭君、阿曾田清君及び森下博之君が委員を辞任され、その補欠として峰崎直樹君、鶴保庸介君及び中原爽君が選任されました。

○委員長(若林正俊君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(若林正俊君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に須藤美也子君を指名いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(若林正俊君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法を廃止する法律案の審査のため、本日の委員会に農林水産省農産園芸局長木下寛之君及び農林水産技術会議事務局局長三輪壽太郎君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(若林正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(若林正俊君) 農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法を廃止する法律案を議題といたします。

本案につきましては既に趣旨説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○佐藤昭郎君 自由民主党の佐藤昭郎でございます。

きょうは、基本法が制定されて非常に農業に関する技術開発というのが重要な時期に来ていると思うんですけれども、それを廃止する法律案というところで少し戸惑っておりますけれども、この生

研機構にかかわる問題以外にも少し幅広く農業の技術開発についての質問をさせていただく場面もあるかと思いますが、ひとつよろしく願いしたいと思ひます。

まず、全体でございますけれども、これは先般の大臣の趣旨説明で御説明ございましたが、

これまで、この法律に基づき、生物系特定産業技術研究推進機構は、民間の研究開発能力を活用して、生産現場に直結した農業技術の研究開発を推進してまいりましたが、これらの研究開発については、本年度中に所期の成果が得られる見通しとなっております。

この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとされている時限法であり、また、以上のような研究開発の実施状況にかんがみれば、この法律を規定どおり廃止することが必要と考えられます。

と、こういうふうに御説明を伺ったわけでございますが、これは全般的な状況なので政務次官にお答えしていただきたいと思いますけれども、ここでおっしゃっておられた本年度中に所期の成果が得られるというのを中心に、この特別措置法の成果なり評価についてのお考えを少し具体的にわかりやすく御説明をお願いしたいと思います。

○政務次官(金田勝年君) ただいま委員御指摘の点でございますが、農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法、この法律に基づきます研究開発は八十七の研究テーマのうち二十二テーマの成果が既に商品化され、現場への普及段階に至っております。そしてまた、特許百六件、農業登録一件、品種登録二件の出願、

こういった実績を、ことしの一月現在でございますが、もう既に上げていくことなど、五十億円の政府出資を活用して、生産現場に直結した農業技術の研究開発を実施するという特別措置法の所期

結集して技術開発を進めるためには、生研機構の果たす役割というのはいさく重要だと思つてゐます。

いろいろな制度改革をされまして研究業務の幅も広げてこられたわけですが、一つの研

回限りで廃止されるわけですが、今後の見通しな
り戦略、そういったものについて伺いたいと思
います。

○政府参考人(三輪壽太郎君) 生研機構は、そ
も産学官の結節点として官民共同出資により設
立された認可法人であります。民間企業や大学
の研究能力を結集いたしまして、技術開発を進
める上でその役割は大変重要なことと認識して
おります。

このような生研機構の役割、機能を活用しま
して、農林水産業や食品産業等の分野における試
験研究を推進するために、平成八年度から、大学
、民間等の研究者から広く研究課題を募集し、新
しい発想に立つて生物の持つさまざまな機能を高
度に利用するための提案公募型研究を開始するこ
とにしております。また、平成十二年度からは、ミ
レニアムプロジェクトの一環といたしまして、す
ぐれた技術のシーズ、ノウハウを有する民間企業
や大学を結集し、産学官連携による新事業創出の
ための研究開発に取り組むこととしております。
今後とも、生研機構の有する企業、大学等の技
術、人材等に関する幅広い知見や民間ニーズを踏
まえた研究の立案、調整能力を活用しまして効果
的な研究開発を進めてまいりたいと思っております。

○佐藤昭郎君 生研機構の役割というのは本
当に私は大事になってくると思っております。民間と研究機
関、そして大学の間のコーディネーターとい
いますか、その役割というのはすごく大事だと思
います。最近、特に民間企業、あるいは公立の研究機
関の研究者にとっても、新技術開発のためのイン
センティブの確保とかいろんな面で新しい仕組み
がいろいろ考案されておりますけれども、生研機
構もどうかそういった仕組みを検討されて、個々
の研究者あるいは技術者がある意味で動きを持
って研究できるような仕組みもひとつ考えていた
きたい、こんなふうに思っております。
研究開発の事例ということで、ちょっと私
さっき野菜のところで紹介しようと思つて、少

おくれてしまったんですけれども、本当に大事だ
と思っております。

これは、農水省からいただいたパンフレットを
見ますと、野菜の全自動移植機というのがありま
す。キャベツ収穫機を導入した事例というのが
、福岡の小郡市の赤川野菜生産組合というのが
やっております。組合員八名で、八戸でキャベ
ツ十五ヘクタールを栽培しておられるんですけ
れども、新しい収穫機を導入することによりまし
て労働時間が単当百六十三時間から四十三時間へ四
分の一になったというところで非常にいい収益を上
げておられます。これで大規模キャベツ産地と
しての位置を確保されたという事例が紹介されて
おりますけれども、全国各地でこういう技術の
成果が出てくれば我が国の自給率も上がるのでは
ないか、こんなふうに思っております。ほかにも
いろいろございまして、まず機械化という
のは非常に大事なポイントだと思っております。

それから次でございますが、これは今度の特措
法の廃止と間接的に絡むと思っておりますけれども、二
〇〇一年の四月から、来年の四月から新しく農林
水産省関係の研究機関も御案内のように独立行政
法人化されます。いろいろ議論があるわけござ
いますけれども、私はいろんな研究開発の普及に
効果的、効果的に取り組むにはメリットも大き
いんじゃないか、こういうふうに思っております。
五年間で中期計画を立てて、それで研究を
しっかり管理されていかれるということになろう
かと思うんですけれども、この新しい農業に関す
る技術の研究開発等、独立行政法人に移行する場
合の取り組み、この点について伺っておきたいと
思っています。

○政府参考人(三輪壽太郎君) お話のように、明
年四月から農林水産省関係の研究機関の独立行政
法人化する予定でございます。この独立行政
法人の制度の何よりの特徴は、各研究機関、法人
の自律性、それから運営の弾力性を高めることが
できることである。さらに、具体的に申し上げま
すれば、法人の中

の組織編成等については、法人の判断によりまし
て機動的な取り組みが行われる、人員配置も同様
であるということがあります。それから予算の
面でも、例えば運営費交付金という形で国費が交
付されますけれども、その使い方にきまりまして、
例えばその費目間の使い方の柔軟性といえます
か、あるいは年次間の繰り越しの可能性、そう
いった意味で、ある意味では研究業務を行うとい
うことに対して非常に効率化が期待できるような
仕組みではないかというふうに考えております。

したがって、私どもはこういった制度の特
徴、よいところを生かしながら、かつ農業政策に
きちんとこたえられるような適切な中期目標、こ
ういったものの設定等を通じて、試験研究が
これまで以上に積極的に推進できるように努めて
いきたいというふうに考えております。

○佐藤昭郎君 最後になりますが、大臣に少し決
意をお願いしたいと思います。

今ほどずっといろいろ議論がございましたけれ
ども、この特措法の廃止ということで、いささか
も農業技術開発についての政府の力の入れ方とい
うのは減るものではないと。基本法の議論のとき
もいろいろございまして、基本法の理念ですね、
食料の安定供給、多面的機能、持続的な農業、そ
して農村振興、これをすべてブレイクスルーして
いこうと思えば、農業技術、農村環境技術、そう
いった新しい技術の開発、普及がなくては成果は
上げられないのではないかと思います。

こういった非常に大事な時期に当たって、農業
に関する技術、あるいは農村に関する技術、この
研究開発に取り組む姿勢といたしまして、それに
ついての決意を大臣にお願いしたいと思います。

○国務大臣(三輪壽太郎君) 今、委員がおっしゃ
られたことは極めて大事なことでありまして、こ
れらについて、食料・農業・農村基本法の目指す食料の
安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続
的な発展及び農村の振興という課題に積極的に対
応し、新たな展開を図る上で技術の研究開発は極
めて重要なものであると考えております。

食料・農業・農村基本計画につきましては、三
月十五日に食料・農業・農村政策審議会から答申
をいただいたところであります。この中におき
ましても、技術の研究開発の目標を明確化し、こ
れに基づいて具体的な技術の確立に向けた戦略を
定めることとともに、国及び都道府県の試験研究
機関、大学、民間等の連携を強化すること等がう
たわれておりまして、技術の研究開発の効果的、
効率的な推進を図ることが大事であると考えま
す。

具体的には、研究・技術開発の展望に、明確に
基本計画の中に示されておりますように、高品質
な小麦・大豆品種の育成、さらに世界をリードす
るイネゲノム解析研究、遺伝子組み換え生物の安
全性の確保、ダイオキシン類等の汚染防止、分解
・浄化技術の開発等に取り組んでまいっている決意であ
ります。

技術の研究開発につきましては、新しい状況に
対応しながら的確な推進がなされるよう督促をし
てまいりたいと考えております。

○佐藤昭郎君 終わります。

○郡司彰君 民主党・新緑風会の郡司でございます。

佐藤議員の質問とかなり重複をしたところござ
いますので、ちょっと角度を変えてお聞き
したいと思っております。

まず、この特措法の関係でありますけれども、
UR対策の一環として五年間の時限立法が、成果
が上がるという見通しの中で廃止をされる提案だ
と思っておりますけれども、きょうの日本経済新
聞の記事の中に、「科学技術基本計画」の作成に
取り組む科学技術会議ですか、この新計画の指
針が明らかにしたという記事がございまして、

農水省も、昨年の七月にはバイオテクノロジー
産業の創造に向けた基本戦略というものを関係す
る省庁とともに作成をしているところであります
ので、あながち無関係ではないということであ
ると思います。その指針の中で、「日

米間の技術格差が開いた」という分析をしているようにありまして、原因が三つほど挙げられておりますけれども、一つは「国家戦略がない」、二つとして「競争的な研究環境づくりが不十分」、三つとして「研究成果が産業競争力の強化に結びついていない」ということを挙げています。

先ほど、金田政務次官の方から成果についてお聞きをいたしました。私も資料を見て、相当五年間に成果が上がったんだというふうに認識をしておりますけれども、外国との比較において、この五年間の成果というものは、その比較においても誇れるようなものであったんでしょうか、お聞きをしたいと思っております。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) まず、いろいろ説があるかもしれませんが、我が国で世界的なリードしている分野はどこかといえますとイネゲノムの解析だ、こゝろ言われております。決して日米間の格差があるというふうには考えておりませんが、一生懸命予算も確保しながら、今後、必要な研究分野においておくれをとらないようにやっていくということが一番大事かと思うわけでございます。

そこで、生研機構はどのようなことをやったか具体的に申し上げてみたいと思っております。

まず、稲作、畑作、畜産、果樹及び野菜の各部門における生産性の向上、高付加価値化、労働快適化及び環境保全型農業の確立に資する研究開発を実施してきたところであります。この成果として特許百六件、農業登録一件、品種登録二件の出願の実績を上げておるところであります。

具体的な成果の例としては、水田の自動水管理システムの開発、天敵昆虫や微生物を利用した生物防除技術の開発、光触媒による効率的な畜舎脱臭装置の開発、果樹の苗の大苗育苗ポットの開発、複数温室の遠隔コントロールシステムの開発などが挙げられるところでございまして、これをいろいろと評価するところはあるかと思ひますけれども、やはりそれぞれの成果を上げて今

日に来たということが言えると思ひます。

○都司彰君 ありがとうございます。

私の方も、大臣が今おっしゃっていただいたほかに、ロングマツ育苗とか腕ブラスチックのダイオキシンの処理システムとか、本当に成果として広く知らせる必要があるような成果がたくさん出ているんだなというふうに感じております。

特許出願百六件ということでございますが、参考までに稲作、畑作、畜産、果樹、野菜、それぞれどのような件数になっておりますか。おわかりでしたらお知らせいただきたい。

○政務次官(金田勝年君) 特許法に基づきます生研機構が実施した研究開発による特許出願は、委員御指摘のとおり、合計で百六件となっております。これを分野別に見ました場合には、稲作分野が五十三件、畑作分野が十件、畜産分野が二十件、そして野菜分野が二十三件という内容となっております。

○都司彰君 この数が、研究のテーマとして八十幾つありになって、均等ではなかったんだらうと思ひます。稲作が五十三という形、それから果樹については件数がなかったんでしょうか、今数字がございせんでしたけれども、このような偏りというのは、初めからこちらの方に重点配分でやろうというふうなことの結果なんでしょうか、それ以外のところの経過がまだ時間がかかってこれから出てくるということなんではないでしょうか。

○政務次官(金田勝年君) 委員がたたいま御指摘の果樹についてという点がございまして、これはテーマ別には四件扱っておるのでございまして、これからいろいろと出てくることを期待しておる次第であります。

○都司彰君 特許がどのような形というの先ほど佐藤委員の方からございまして、均等に共有をするということになるんだということをお聞きいたしました。これが汎用化、実用化をされる晩になりまして、当然、経済活動そのもののかかわりになってくるわけでございますが、この特許共

有ということにしまして、これらの汎用化、実用化に伴って国庫への収入というものが出てくるのでありましょか。その場合、その流れはどのような形で国庫の方に入っていくのか。

それから、出資の関係がございまして、国としては、これは株式を取得しているのかなというふうに思ひますけれども、それらについて、今後この株式の関係については長期的にどのようなことになるのでありましょか。

○政務次官(金田勝年君) 生研機構が行いました研究開発の成果に係ります特許権は、委員御指摘のとおり、生研機構と受託者とが五〇対五〇の持ち分で均等に共有する、こういうことになるわけでございますが、これは先ほど佐藤委員の質問にお答えしましたが、民間企業等に対するインセンティブの付与に資するという観点からの配慮であつたわけでございます。

それから、株によるものかどうかという、その出資でございますが、これは株ではございせん。出資金による生研機構への出資と、こういうことでございます。

それから、収入につきまして御質問があつたんですけれども、生研機構が行いました研究開発の成果に係ります特許に基づく収入につきましては、国庫に納付されるのかという御質問でございまして、たが、特許法に基づきます研究開発業務につきましまして、その成果が民間における主體的な取り組みが期待できない農業技術の研究開発を国の責任と負担において実施している、こういう観点から緊急に取り組むものでございまして、その成果が直ちに収益に結びつく性格のものではないこととございまして、特許法では国庫納付規定は設けられておりませんでした。そして、このたびの特許法の廃止法におきまして、特許に基づきます収入によりまして研究開発費を補てんしてなお収益が生ずると見込まれないことから、これを国庫に納付することとはいたしていません。

○都司彰君 政務次官が今おっしゃいました生研機構への出資というのは五十億丸々話になるんだらうと思ひますけれども、各それぞれの民間のところへの出資というものも行っているかと思ひますが、その関係は、これは株式になるんでしょうか。

○政務次官(金田勝年君) 御指摘の点につきましては、別の事業に行う場合は株式ということでありま。

○都司彰君 そういうような形になってくる。必ずしも国が設けることは必要として行った事業ではないと思ひますけれども、今言いましたようなところも若干不備なものがあるのではないかと思ひますので、今後、精査をされまして、そういうところも整備をしていただければなというふうに思っております。

それから、事後の評価システムというのが、この特許法にかかりましても、あるいは生研機構にかかりましてもいろいろな機会でもって出されてきております。基礎研究あるいは応用あるいは開発というふうなことで、その資源の配分、こういうものをどういうふうに分けるかということにかかりましても、この事後評価システムというものがどうあるべきかというものが大事になってくるのかと思ひますけれども、その関係についてはどのようにお考えでしょうか。

○政務次官(金田勝年君) 生研機構におきまして研究開発についての評価の仕組みについてのお尋ねだというふうな受けとめをしたのですが、特許法に基づきます研究開発につきましまして、効果的に研究を推進するために評価の実施要領を定めまして、これに従ひまして適正に評価を行ってきたところでございまして。

具体的には、生研機構に外部の学識経験者、農業団体関係者等で構成いたします研究開発推進委員会というものを設置いたしまして、毎年度、たたいま御指摘のありました開発課題、開発テーマといひますか、研究開発テーマごとに進捗状況、達成度合いについて評価を行うこととしておるところでありまして、この評価に伴ひまして予算の

配分の見直し等も行ってきたところであり、
し、ただいま委員御指摘のとおり、事後評価につ
きましても非常に重要と受けとめておるわけであ
りまして、完成度あるいは普及性、そういった実
情に応じましてしっかり評価する、研究開発推進
委員会を設置して、そこでしっかりと事後評価も
行う、こういうことで研究開発を効果的に推進し
てきたところであります。

○郡司彰君 私の方の心配をしておりますのは、
この特措法の立ち上げのときにも、どういう研究
をするか、どういうものを行うかは現場のニーズ
をよく考えた上でということがあったかと思いま
すけれども、ややもすると、この種の研究が研究
のための研究と言われるような形に陥って、先ほ
どの記事ではございませぬけれども、実際の研究
成果が産業競争力の強化に結びついていないとい
うことを呼び起こしておるのではないかと、うち
ちょっと心配をしたものですから、そのように申
し上げました。

この事後評価システムは、いずれにしても
配分の問題にかかわるわけでございまして、
しっかりとシステムを確立されるようにお願
いをしていきたいというふうに思っております。
それから、生研機構の人事といいますが、あり
方についてでございますけれども、これも先ほど
来、佐藤委員の方からもございました。来年から
独立行政法人化されるということで、農水省の関
係につきましても二十八機関が八法人ということ
になるように聞いておりまして、昨年来、法案が
通過をしたところであります。

たまたま私の任んでおります筑波にこの研究を
する機関が多くございまして、その中で、前回の
この独立行政法人化の際に地元の方々の意見をお
聞きしましたところ、すべてではないのでありま
しょうけれども、独立行政法人化をすることに
よって、これまで直属の場合にはその現場の長
が所長という形でもって一番上に君臨してやって
きた。ところが、独立行政法人化をするというこ
とになりますと、新しい機構ができ上がるという

ところで、そこに必ずまた役員といいますが、そ
ういふ人事が行われて、今までのように、その人
たちが、自分たちがやりやすいような形ではなく
て、その上にもう一つ人事というものが乗っ
かってくるというふうなことを話をお聞きいたし
ました。

必ずしもそのことだけで判断をするわけにはま
いりませぬけれども、例えばこの生研機構の常勤
の方を見させていただきますと、理事長が元食糧
庁長官の提さんを初めとしまして、常勤の理事で
中央省庁出身以外の方というのは一名、それ以外
は大蔵省の二名を除いて農林水産省の方がいわば
天下っているというふうな表現を使いますと適切
かどうかあれですけれども、そのような形になっ
ている。

今後、この生研機構も含めてでありますけれど
も、独立行政法人がそのような形に生まれ変わる
ごとに新たな役員が生まれ、結果として職員の士
気をそぐようなことにはならないのかどうか、お
聞かせをいただきたいと思っております。

○国務大臣(玉沢一郎君) やはり、研究所の独
立法人が新たな組織となつてスタートするに当た
りましては組織が硬直化しないように常に気をつ
けていかなければならぬ、このように思います。

現在、生研機構の役員としましては十一名が任
命されておられまして、その内訳は民間の出身者が
四名、省庁出身が七名となっております。生研機
構の役員人事につきましては、適材適所による適
正な人員配置の観点から、農林水産省や食品産業
に関する高い識見を有する者をそれぞれ幅広く登
用して、このように考えに基づいてやっておる
わけでございまして。

○郡司彰君 適材を適所に配置した結果だろうと
いうふうには思います。しかしながら、きょうの
別な新聞にもありましたけれども、かなり農水省
の場合にはそういう団体が多い、結果として天
下っているというふうにかウントされる方の数が
多い省庁だというふうにかウントされておりますの
で、そこそこは今の大臣の答弁とそこを来さ

ないような形がどのようにとれるのかについて
もきちんと考えをまとめていくべきではないかなと
いうふうに思っております。

それから、百四名の職員の中で七十九名は農業
機械の関係の方だということにお聞きをしており
ますけれども、この百四名の方の採用、身分とい
うものはどのような形なんでしょうか。

○政務次官(金田勝年君) 七十九名につきましては
生研機構の採用ということでございまして、よろし
いですか。

○郡司彰君 わかりました。
それから、生研機構と技術会議との関係につ
いてお尋ねをしたいと思います。

これまでの研究が基礎、応用、開発というよう
に、それぞれ分野によりまして全体を網羅してい
るわけでありまして、得意とするといいいま
すか、基礎研究は例えば大学でありますとか国立
のものが行う、開発については民間がより多く携
わるという形が、当然でありますし、そのよう
な関係になってきているんだと思っております。

今後、生研機構と技術会議の関係、あるいは
国立の研究と民間の役割分担についてどのような
お考えでしょうか。

○国務大臣(玉沢一郎君) 農業技術の研究開発
における国、民間の役割につきましては、農林水
産研究基本目標において、民間におきましては基
礎的な研究成果の迅速な実用化に向けた技術開
発を目指していく、また国の試験研究機関におき
ましては、国の政策の遂行上必要な研究開発を推
進するとともに、研究投資の経済性が低く、民間
等での研究開発が期待できない基礎的、先導的研
究開発をそれぞれ担うものと位置づけられておるこ
ろでございまして。

生研機構は、リスクの高い民間研究を促進する
との観点から、企業に対する出融資等の支援を行
うとともに、企業、大学等の能力を効果的に活用
して試験研究を実施するという産学官の結節点と
しての役割を担っているところであります。
○郡司彰君 ますます特措法が廃止されるという

ことでその任が大きく重くなつてきている。時代
もそのような時代に立ち至つておるわけでありま
すので、そこそこをうまく活用できるように
お計らいをお願いしたいと思っております。

それから次に、二十一世紀グリーンフロンティア
計画というものがございまして、昨年の補正も
含めて予算化が相当され、特にこの中では先ほど
大臣がおっしゃったイネゲノムの研究についても
取り組まれているというふうにお聞きをしており
ますが、この生研機構とのかかわりというのは
どのような形になってまいるのでしょうか。

○国務大臣(玉沢一郎君) 新たなミレニアムを
展望しつつ、産学官の連携のもと、豊かで健康な
食生活と安心して暮らせる生活環境を実現するた
め、平成十二年度からグリーンフロンティアプロ
ジェクトを実施することとしておりまして、具
体的には国の試験研究機関を中心とするイネゲノ
ム研究の加速化、さらにその成果を踏まえた民間に
おける実用化に向けた技術開発を一体的に推進す
ることとしたところでございまして。

本プロジェクトにおきまして、生研機構は産学
官連携による技術開発を戦略的に推進するため、
すぐれた研究能力を有する企業、大学等から成る
研究共同体を組織化し、アレルギー反応を起こさ
ない作物や、農薬を減らせる作物等の開発を目指
して取り組むこととしたところでございまして。

○郡司彰君 ちょっと細かいことをお聞きして恐
縮でございますけれども、このグリーンフロン
ティアプロジェクトの中でイネゲノムの研究をな
さっている、この中で開放系の研究についても予
測をされているかと思うんですが、開放系
の研究が行われるとすれば何年ごろからになる
か、もし大臣、おわかりになりましたら結構で
ございまして。

○政務次官(金田勝年君) 御通告のない御質問な
ので、ふだんそこまで勉強しておればというふう
に私も今思いましたところですが、隔離農場での
研究は現在進行中でございまして、具体的時期に

つては今の段階で申し上げる段階にはまだないというふうに思います。

○都司彰君 私、日本という国が背負ってきた歴史を考えますと、このイネゲノムの研究というのは他に先んじて行つてしまふべき研究だろうというふうに思つておりますが、この開放系の研究、実験ということになりますと、これまで予測をされなかつたようなことも考えられますので、その点は慎重に、行方際にはあらかじめこういう段階まで来ていてということをお知らせいただくようにお願いしたいと思います。

そういうことの上に立ちまして、イネゲノムの研究で日本が今最先端を進んでいると。しかしながら、ふたをあげてみたら、ほかの国もやっています、そうそう日本だけが独占してやっていますわけじゃなかつたというふうなこともなつてきています。これは稲だけではなくて、それ以外の作物もそうでありますけれども、総じて世界の飢餓人口というものが八億を上回つてきているのではないかと、それから途上国の持続的な発展というのに関して、相当程度こういったゲノム研究が今後のところでも影響を与えてくる、ほかの例えばモンサントやその他の大きな会社の種子戦略あるいは特許戦略というふうなことも言われているわけでありまして、日本がこの種の先進的な研究を行ったその成果の汎用といいますか、世界の危機に対して、農業の発展に対してどのようなスタンスで臨もうとしているのかをお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) イネゲノムの解析等を通じて、有用な遺伝子の働きをいかに産業化していくかということが問われておると思うわけでございます。世界的に見まして例えば食料が非常に不足してくる、そういう場合にいかにして収量が多い作物をつくっていくか、あるいは味のいいものをつくっていくか、こういうものは、遺伝子をうまく取り出してその能力をいかに引き出していかうというところに結びつけてい

くことができればこの世界的な食料不足等にも十分対応できるのではないかと、こう考えるわけでございます。

イネゲノムばかりではなくして、いろいろ世界各国とも、例えばメコン・デルタにおきましては、米、養豚、淡水魚の複合生産技術の開発を行うなどの共同研究をやつておるか、あるいはバイオテクノロジーを利用いたしまして乾燥に強い植物の開発を行うとか、あるいは開発途上国の研究機関と共同しまして、農作物の育種・栽培技術等、それぞれの国々の状況に応じた技術研究、こういうところをやつておるのが現状でございます。こうした研究の成果をさらに国際的に普及していくということが大事ではないかと考えるわけでございます。

今スタートしたばかりではありますけれども、国際的な視野に立つて、食料不足にどう対応するか、そして必要な技術はどのようなものがあるかということ等を常に考えながらこれに対して取り組んでいくということが大事ではないかと思ひます。

○都司彰君 玉沢大臣のような考えが世界に広がればよろしいわけですが、例えばトウモロコシも、なつたその次の年には発芽をしないような種子をつくつて、それが安価の問題も含めて戦略物資のように使われるということが今出てきているわけでありまして、そういう意味で、生物に関する特許の問題はこのWTOの中でも大変問題になっているかと思ひます。アメリカなどは、知的所有権に関するものは前に決まつたそのままだいではないか、しかしほかの国は、そういうものが今決まつた段階でそのままでやられると途上国の方はこれからの農業が発展をしない、そういうような考え方のぶつかり合いが今出てきているのではないかと思ひます。

今、大臣の発言を聞きまして意を強くしましたので、日本の場合は、必ずしも企業やあるいはその国の利益を優先するのではなくて、世界的に飢餓を救つていく、世界的に農業の発展に寄与す

る、そのような立場でなされるという考え方でありましょうから、ぜひともそれを貫いて今後ともWTOの場でも生かしていただければなというふうに思つております。

それから、二〇〇一年、来年一月から省庁再編が行われるわけでありまして、農林水産省に關しましては省そのものが変化をするわけではないわけでありまして、しかしながらそれに時期的に合せて行われる問題がある。それから、ほかの省庁と違うところは、基本法が変わつたことによつて当然それに伴つた省庁の再編というものが出てくる、あるいはまたUR対策というものが一応の区切りがつくということ、ほかの省庁とは違つた意味での再編というものが考えられるかと思ひます。しかしながら、農水省の農政の役割というのは、関連をする各行政の中のPRではなくて、消費者、国民に向かつてなされるという観点からするとちよつとPRが不足しているのかなと。

改めてこの際、大臣の方から省庁再編に対する全体像、考え方についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 新しい基本法は、農業だけでなく、消費者にもそれからまた国民一般にも理解していただく、あるいは食品産業等にも理解をしていただく、こういうことで食料・農業・農村基本法と、こうなつておるわけでございます。

そこで、食料政策、農業政策及び農村政策のそれぞれを効率的に推進するという観点から、内部部局を一官房五局から一官房四局に平成十三年一月に抜本的に再編することとおるところであります。

具体的に申し上げますと、食料の課題につきましては総合食料局が担当し、食料の安定的供給を図ることとしております。農業の課題につきましては生産局が生産の分野を担当するとともに、経営局を設けて、これが担い手、経営の分野を担当することとしております。農村の課題

につきましては農村振興局に担わせ、農村や中山間地域の振興を図ることとしております。

このような組織の整備等を通じて、食料・農業・農村基本法の基本理念であります食料の安定的供給の確保、農業の多面的機能の発揮、農業の持続的な発展及び農村の振興の実現を図つてまいらると思ひます。

○都司彰君 大臣の方から明快に答弁をいただきまして、食料・農業・農村基本法のそれぞれに対応する部局をつくつたんですよということなんですから、いかにせん、何としてもPRが不足しております。そのような形で今度改まるんですよということを知らない方が多い。

それとあわせて、地元のそれぞれの市町村単位に行きますと、農林省の方がいらつしやるというのには食糧事務所とか統計事務所ということになるわけですね。この食糧事務所、統計事務所も今後三年ぐらゐの間にきちんとそういうものを考へていきましようという形でもつてこれまでの仕事が変わつてくるわけです。

そういうことも含めて、地元にいる人たちは東京の農林水産省の局や部がどのように変わったというのを余りよく知らないで来ている。しかし、食糧事務所がなくなるといふことになることはまた大変なことなうなことになる。総じてPRが不足していると思ひますので、より一層の食料・農業・農村基本法ののちとった農水省の対応の考え方を知らしめていただければなというふうに思ひます。

それから、これは大臣、政務次官にそれぞれ最後にお尋ねをしたいと思ひます。

十九日、おととい、総理がラジオの番組で、省庁再編が進まないのは官僚の抵抗があつて進まないんだというふうな発言があつたそうでございます。農林水産省に關しましてはどうなのでございましょうか。大臣と政務次官、それぞれから御感想をお聞きしまして、質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 総理が、省庁の抵抗

のため施策がうまくいかないことがあるというよう
うなことを言ったやに聞いておるわけでございます
が、農林水産省におきましては決してそういう
ことはございません。

この中央省庁等改革につきましては、平成九年
十二月に行政改革会議の最終報告が行われまし
て、国の行政組織及び事務事業の減量、効率化を
図ることとされたところであります。この報告を
踏まえまして、中央省庁等改革の着実な推進を図
るため中央省庁等改革基本法が制定されたところ
でありまして、この法律に基づきまして農林水産
省におきましては、食料政策、農業政策、農村政
策を効率的に推進し得るよう農林水産省の内部組
織を再編する、先ほど申し上げたとおりでござい
ます。

また、全省庁の中で最も多い、農業研究セン
ター等二十六事務事業の独立行政法人化を図って
まいります。また、食糧検査の民営化を目指して
おるところでございます。さらに、審議会の整理
合理化、これは二十審議会を七審議会とする。
こうしたことを行いまして、今後とも農林水産
行政に期待される使命と役割を十分発揮するよう
全力を挙げた効率化、簡素化に努めてまいりたい
と考えておるところであります。

○政務次官(金田勝年君) 大臣からお話がありま
したとおりでございます。農林水産省の職員の
場合は、農林水産行政のこの非常に難しい状況
の中において前向きに一生懸命に取り組んでおる状
況でございます。そういう御心配は全くないもの
のと考えております。

○郡司彰君 終わります。

○渡辺孝男君 公明党の渡辺孝男でございます。
農業に関する技術の研究開発の促進に関する特
別措置法を廃止する法律案につきまして質問させ
ていただきます。

まず最初に、本特別措置法による研究成果につ
いて伺いたいと思います。

まず、大臣に伺いたいんですけれども、この特
別措置法による研究成果とその普及状況につい

て簡潔にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) この生研機構におき
ましては、特別措置法に基づきまして、稲作、畑
作、畜産、果樹及び野菜の各部門における生産性
の向上、高付加価値化、労働適応化及び環境保全
型農業の確立に資する研究開発を実施してきたと
ころであります。この成果として、特許百六十
件、農業登録一件、品種登録二件の出願の実績を
上げております。また、八十七の研究テーマのう
ち二十二テーマの成果が既に商品化され、現場へ
の普及段階に至っております。

しかしながら、本格的な普及、定着はこれから
であると考えておりまして、農業関係者に研究成
果に関する情報提供を行っていくということが大
事であると思っております。さらに都道府県の普及組
織との連携や補助事業、融資制度の活用により、
より普及を進めていくという考えでございます。

○渡辺孝男君 政府は、ウルグアイ・ラウンド農
業合意関連対策の一環として、緊急かつ計画的に
行い必要のある農業に関する技術の研究開発を促
進する目的でこの特別措置法を制定し、生物系特
定産業技術研究推進機構、略して生研機構であり
ますけれども、これに対して五十億円の出資を
し、その業務を行わせたいわけでありまして、こ
れらの研究の成果を考慮しますと費用対効果
果というものは満足すべきものであったのかど
うか、もう一度、農林水産大臣の御見解をお伺い
したいと思います。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) この五十億円の政府
出資を活用しまして先ほど申し上げたような成果
を上げたわけでございますが、生産現場に直結し
た農業技術の研究開発を実施するという所期の成
果を得られる、そういう見通しを持っておるとこ
ろでございます。これで終わるわけではございま
せん、これからそれをさらに実用化し普及して
いく、こういうことになっていくわけございま
すので、今後の成果において見ていく場合におき
まして、出資に見合うだけの研究成果は得られた
ものと認識をいたしておるわけでございます。

しかしながら、本格的な普及、定着はまだこれ
からの段階であると考えておりますので、農業関
係者に情報提供をするということと同時に、いか
に研究の成果を普及するという課題のせてこれを定
着させていくかということについてさらに努力を
してまいりたいと思っております。

○渡辺孝男君 私もこの研究成果の一部分、代表
的なものを読ませていただいたわけでありませう
けれども、この中に農業用廃プラスチックのダイオ
キシンの発生を抑えた熱分解処理システムの開発と
いうようなものもありまして、興味を持って拝見
したわけでありまして、

私の居住している山形県におきましては、本年
度より県が補助金交付制度を新設しまして、全市
町村が農業用廃プラスチックの対策の推進協議会
をつくりまして回収に当たって成果を上げてい
るわけでありまして、

問題は、この回収した廃プラスチックが適正に
処理されるのかどうかということでありまして、
特に泥が付着したような、あるいはまた劣化した
ような農業用プラスチック類の再利用や、ダイオ
キシンの発生を抑制した適正処理には多くの困難
を伴っているというのが現状でありまして、した
がいまして農業用廃プラスチックの処理対策はま
だまだ不十分かなと。そして、ダイオキシン発生
抑制のための安全な、しかもまた安価で効率的な
処理技術というのが求められていて、そのように
私は感じているわけでありまして、

本法による研究開発、先ほどの研究成果ですけ
れども、一つに御紹介しました農業用廃プラス
チックのダイオキシン発生を抑えた熱分解処理シ
ステムの開発があるわけでありまして、このこ
の研究開発の普及の見通しについてお伺いしたい
と思います。また、普及するに当たりましてどの
ような公的補助というのがあるのか、その点につ
いてもお伺いしたいと思います。

○政府参考人(三輪孝太郎君) 御指摘のように、
現場でかなり、施設園芸それからマルチ栽培等で
廃プラスチックの問題が生じております。これか

らその処理に当たりましてダイオキシン等の発生
が心配されておまして、都市型の廃プラですと
高温焼却でダイオキシンを分解するわけですが、
農村部でかなりこういう施設園芸等で廃プラが集
まる、分散してから集まるというところではもう
ちょっと工夫ができるのではないかと、ということ
でこの熱分解方式を開発したわけでございます。し
たがって、かなり効率的な分解の方式であります
ので、ニーズが高いことを考えれば、大いに地方
公共団体、農協等が主体となったこの方式の導入
ができるのではないかと、いうふうに期待しており
ます。

また、そういった趣旨で、この装置の導入に当
たりましては、国の補助事業、いろいろなものの
活用が可能ではないかと思っております。こう
いった補助事業の活用でこの方式が現場で行き渡
るよう努力をしたいと思います。

○渡辺孝男君 まだまだこの廃プラスチック類、
特に農業用のフィルム等々は再利用というのがな
かなか難しい、やっぱり泥がついていたりし
ますので、そういう意味で、埋め立て等でやられ
る、あるいは場合によっては焼却されるというこ
とであります。

このシステムの研究、今回の本法による研究開
発の方の文書をちょっと見てみますと、このシス
テムではプラスチックを減圧、無酸素状態で熱分
解しガス化する、ダイオキシンの発生をそれで抑
えるということでありまして、その過程で
油が出てくるわけですね。この油が燃料として使用
が可能というすぐれたものであると私は感じるわ
けであります。そういう意味では再利用ができ
るということでありまして、まさに循環型社会づ
くりに大きな貢献をするものというふうに私も期
待しております。

そういう意味で、やはり農業分野は小規模でい
ろんなところから回収してこなきゃならないとい
う問題点も、困難な面もありますけれども、こう
いうものを利用して何とか再使用までいくものも
あるし、また油という形で再利用してもらおう。そ

ういう形で、埋め立てではなくて再使用、再利用という形で利用していただけるようにこの研究成果を十分に普及していただきたい、そういうふうな思いしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、この成果の普及に関して、また財源に関連しまして質問させていただきたいと思ひます。

平成七年二月九日の参議院農林水産委員会決議されました農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法に対する附帯決議、今回、廃止する法律の附帯決議でありますけれども、この第三項にはこのようにあります。「本法は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとなつてゐるが、そのことによつて研究開発及びその成果の普及に支障を来すことのないよう十分に配慮すること」とあるわけでありまして、この点に関連して少し質問をさせていただきたいと思ひます。

今回の法案の第三条には、「この法律の施行の際旧法第六条の特別の勘定に所属する権利及び義務は、機構法第三十一条の規定により設けられてゐる基礎的研究業務に係る勘定に帰属するものとする」と、このようにあるわけでございます。「この法律の施行の際旧法第六条の特別の勘定に所属する権利及び義務」というのは具体的にどのような内容を指しているのか、お伺いしたいと思ひます。

○政府参考人(三輪幸太郎君) 具体的には、研究開発業務から生じた資産及び負債を意味いたしまして、固定資産、流動資産、固定負債、流動負債のほか、特許権やあるいは特許を受ける権利、こういった知的所有権を含んでいるものであります。

○渡辺孝男君 この特別措置法の第四条第二項に基づいて政府が出資しました五十億円を受け入れて特別勘定ができてゐるわけでありましてけれども、この特別勘定の最終的な資産の内訳というのはどういふふうになる見込みなのか、お伺いしたいと思ひます。法案が通れば本年の三月三十一日で廃止されるわけでありましてけれども、

○政府参考人(三輪幸太郎君) 内訳は、第一に流動資産、これは約一億九千万円の現金及び預金であります。第二が固定資産、約九千万円、これは機器あるいは電話加入権等でございます。それから、第三に特許権七件が登録をされておりました、以上合計約二億八千万円と見込んでおります。

○渡辺孝男君 この残存資産がそのまま生研機構の基礎的研究業務勘定に帰属すると法案でそう書かれてゐるわけですが、そのとおりでよろしいわけですね。確認です。

○政府参考人(三輪幸太郎君) そのとおり、本法の附則の第三条の規定によりまして基礎的研究業務勘定に帰属させます。

○渡辺孝男君 この資産は今後、先ほどいろいろ研究成果の御紹介がありました、この研究成果の普及のためにきちんと使われるのかどうか、またこの成果の普及にはどの程度の期間を見込まれてゐるのか、金田政務次官にお伺いしたいと思ひます。

○政務次官(金田勝年君) 現在、特別措置法に基づき設置されております研究開発業務勘定に所属してあります資産は、特措法の廃止後におきましては生研機構が行う成果の普及業務のために必要なものでございまして、当該業務のために活用していくことといたしておる次第であります。

また、二点目の普及に要する期間につきましては、研究成果の本格的な普及、定着はまだこれから段階でございますから具体的にお示しすることとは困難ではありますけれども、農業関係者に研究成果に関する情報の提供を行っていくことが重要でありますので、これを行っていくととも、都道府県の普及組織との連携あるいは補助事業、融資制度の活用によりまして速やかな普及に努めてまいりたい、こういうふうにお考えである次第であります。

○渡辺孝男君 先ほどの廃プラスチックの研究等もやはり現場に普及するのにはかなり紹介をして、それを実用化した場合の費用対効果等々さまざま

なことを検討しながら普及していくということになると思ひますので、ある程度の期間は成果の普及に期間がかかるのではないかと、そのための費用も当然かかってくるのではないかと、そのように思ひます。

最後に、ちょっと大臣にお伺いしたいんですけれども、本法によりまして生研機構の基礎的研究業務勘定に帰属することになる資産の使途がこれからは明らかにするよう情報公開等の対策を検討すべきかと考えるわけでありまして、この点に関してお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(玉沢一郎君) 従来からも、生研機構における財務諸表等の情報公開につきましては、書類の事務所備えつけを義務づけ、また一般の閲覧に供するなど、業務の透明性の確保に努めてきたところであります。今回の法律案により基礎的研究業務勘定に帰属することとなる資産につきましても、その使途が明らかにするよう情報公開を行つてまいりたいと思ひます。

○渡辺孝男君 やはり、立派な研究成果等々がおりますので、このために五十億円という資産も投じられたということでありまして、少し資産も残つてゐるということでありまして、この成果の普及のためにきちんと使われるようにお願いしたい、そのように思ひます。

では、最後の質問になりますけれども、これは大臣にお伺いしたいんですけれども、新しい食料・農業・農村基本法でうたわれました国内生産の増大と自給率の向上を図るためにはやはり新しい農業技術の研究開発というものが必要である、私はこのように考えるわけでありまして、これを担う国、地方公共団体、あるいは民間の研究開発機関の機能分担、連携を含めまして研究開発の今後の方向に関して大臣にお伺いしたいと思ひます。また、その中で生研機構がどういう位置づけを持ち、どういう役割を果たしていくのか、その点に関してもお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(玉沢一郎君) 今後の研究開発につ

きましては、国内の農業生産の増大や食料自給率の向上を目指して、こういう観点から麦、大豆、飼料作物等の品質や生産性向上等、農業生産の現場を支える技術開発等、ゲノム解析等の革新的技術開発を推進することが最も大事なことと考えているところでございます。

そのために、効率的な研究開発を推進するための機能分担として、民間におきましては基礎的な研究成果の迅速な実用化を目指していくこと、また公立試験研究機関におきましては地域に密着した技術の開発、改良が図られること、また国の試験研究機関におきましては国の政策の遂行上必要な研究開発及び基礎的、先導的な研究開発を行つていくことが大事だと考えておりまして、産学官の連携を強化していくことが重要と考えております。

官民共同出資により設立されました生研機構につきましても、産学官の結節点として民間研究を促進するとの観点から、企業に対する出融資等の支援を行うとともに、企業、大学等の能力を効果的に活用して試験研究を実施するという役割を担つてしっかりとやってまいりたい、このように考えております。

○渡辺孝男君 農業、林業、水産業、そういう分野もかなり基礎的な研究も大変必要でありますし、また現場に直結した技術の開発研究等も必要であります。これはやはり産官学協力して民間の力もかりながら研究を進めることが必要でありますし、世界的な技術開発の競争の分野もあるものでございますから、これは今後とも推進しまして、何とか新しい基本法にある国内生産の増大、それから自給率の向上に結びつけていただいて、今後も日本の農業、林業、水産業等に夢を描けるような、そういう研究開発をどんどん進めていただきたいな、そのように思ひます。

きょうはどうもお答えをありがとうございました。これで質問を終わります。

○須藤美也子君 先日、当委員会に配付されまし

た「研究開発の成果と期待される効果」、これに基づいてこの間説明をいただきましたので、主にこれに基づいて御質問したいと思ひます。

まず、ウルグアイ・ラウンド対策費から生研機構に五十億円を出資して、そこから約百三十一の民間企業に研究委託費として支払われている。その結果が、この間、パソコンですか、カラーのきれいな形で配付されたわけですが、私はこの説明を聞きながら、大規模経営、こういう経営に偏っている研究開発ではないか、こういうふうになります第一の感想であります。

この第一ページに「水田の自動水管理システムの開発」、これは大田面水田等における水管理の高度化技術として、数十ヘクタール単位で一ヘクタールの田んぼで七十万円の設置費用がかかるわけですが、自動で最適な水管理を行う遠隔集中制御システムを開発したと。これですよね、これを持ってきのお前は規模拡大した庄内平野のところに行つたんです。一町歩当たり七十万円であつた方これを取りつきますかと。ただでならば試験的にやってみてもいいと、大体もう農家の方々はそういう考え方があります。ですから、これが数十ヘクタール単位で一ヘクタール七十万ですから、これはどうしても大規模経営でなければこういうものは設置できない、こういうふうな考えざるを得ません。

さらに、この間の畜産の問題で一番いろいろ要望が出た「自動給餌機等の畜舎内機器を一括遠隔操作できるシステムの開発」、これは六ページにごさいます。この施設をつくるのに五百万かかるわけですから、わざわざ今畜産が、この間の審議でもいろいろ論議されました、借金を抱えて大変なわけですから、その上、五百万をかけてこのような施設を設置できるような余裕があるのかどうか、これも大規模経営でなければできない、このように思うわけですね。

そこで、大臣、大規模経営を中心とした研究開発だったのでしょか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 委員がおっしゃられる

た事例は二例にわたるわけでごさいますけれども、確かに大規模経営をするところに適用される技術でもあります。しかし、こればかりではごさいませんで、たくさんあるわけでごさいます。

例えば、地域特産物の振興につながる品種改良であるとか、天敵生物を活用した防除技術の開発であるとか、土壌養分や作物の品質に関する測定機器の開発等、経営規模の大小のいかんにかかわらず生産性を向上せしめる、高付加価値を求め、こういうものが大部分でございまして、委員のおっしゃられるところは例は二つでございまして、そういう例は少ない。ほかは地域あるいは大小にかかわらず適用される技術を開発したというのが大部分である、こう申し上げていいかと思ひます。

○須藤美也子君 そうでしょうかね。

十ページをごらんください。十ページはこれは大部分ハウスで園芸をやっている、こういうところでありまして、「遠隔操作で多数の温室の環境制御が可能なシステムの開発」とあります。これは最大で六十棟の温室の管理が可能と。家においてその温室を操作できる。四棟がガラス温室規模で、このガラスの建物以外にその中に入れる機械、器具だけで二千三百万円かかる、こういうことです。施設の圧倒的多数はガラスでなくて、今ハウスです。これまた費用額からしても規模の大きさからいっても一部の経営を対象にしたものではないかと。しかし、最大六十棟の温室管理が可能とあるわけですから、こういう施設は企業でなければ設置できないと私は思ふんです。今の農業の実態を見れば、企業でなければこういうものは普及できない。

せっかく開発したものを迅速に現場に効果が上がるように普及するのが農水省の仕事だと思ふんです。また民間の仕事でもあると思ふんですが、こういう点ではいろいろあるといひますけれども、私は今、この例をそちらの方からききたいのをいいただきましたから、これに基づいて冒頭申し上げましたように質問させていただきますわけ

す。

それで、さっきもいろいろな小規模の農家の方々に普及できるものがありますよと。エノキダケとかいろいろありましたね、先ほど何か答弁でちょっと大変な横文字の、ダニが害虫を殺す農業の発見、これはククメリスですね、余り長く言うところも回らなくなりましたから、これは十アール当たり三万二千円ですね。おわかりですか、三万二千円。これは環境にとってもいいと思ふんです。しかし、今、化学農業は二万七千円です。五千円高いんです。これを現場で普及しようとしても価格が高いんです。

そういう点では、私はこの研究開発というのは普及するためにはもっと価格を安くしなくちゃならないのではないか、こういうふうに思ひます

が、いかがでしょうか。

○政府参考人(三輪壽太郎君) 現在、生研機構が実施した研究成果の八十七のうち二十二テーマは、先ほどから御説明がありますように、既に商品化されて現場で売り買いされておりますので、そういったものは比較的今のリーズナブルな価格で普及していると思ひます。

しかし、この研究が一番主眼を置きました効率的な経営の実現といったようなことになりまして、先生がお話をされました水管理システムとか施設の一括管理システムとかあるいは畜産多頭飼育の自動化とか、そういったようなことになると、価格がどうしても高くなると思ひます。これは例えて言え、我々は今三万円で買っているワイプがその研究開発の成果の段階では一百万円したというふうなことに近いものだと思います。

こういった高度な製品につきましては、高度であるほど導入した場合の効果も大きいものですが、ぜひこの普及に努めまして、量産効果による低価格化を急ぐ、図る必要があるというふうに認識しております。

○須藤美也子君 例え、二ページのロングマツト苗の育苗システム、これを苗箱から今度はロング式にやる、これは私は非常に労働力も削減されて大変効果があると思ふんです。しかし、これまでの育苗はこれもコストが十アール当たり一万三千二百円が、ロングマツトになりますと一万四千八百円、一割以上アップになるわけですね。ですから、今農業の現状がどういうふうになっているのか。所得は下がる、担い手はいない、しかも大幅減反は強制される、その上、米を初めとする農畜産物の輸入拡大でそれと競争しなくちゃならない、大変な厳しい状況に置かれているわけですね。

そこで、私は重要な問題はこの研究がウルグアイ・ラウンド対策費による研究だということなんです。つまり、国がウルグアイ・ラウンド対策費から五十億円をこの生研機構に出資する。ということは、この研究で経営が圧迫されている農家の窮状を技術研究の力で何とか救済していかなくちゃならない、こういう思いがあると思ふんです。

ところが、今申し上げましたように価格の問題、さらには規模の問題、そういう点では、一部あるいはそういう余裕のあるところではこれを

使うことができない。これでは、私は、非常にウルグアイ・ラウンドのこの技術開発の目的が達成されていないというふうに考えるわけですが、大臣はどう思われますか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 先ほどからお話しになりましたように、いかに労働力を軽減していくかというところとか、あるいはいかに機械化を導入していくかとか、こういうところは確かに単位当たりで見れば割高になっているように見えますけれども、新しい技術の開発というのは民間に任せただけではできない。やはり、そういう技術の開発こそ、国が金を出して研究開発をやっていくというところに私は意義があるんじゃないかと。

確かに、今、委員のおっしゃられたように、単位当たりには一〇%アップだと、こう言われまじけれども、しかしこれからさらに大きく普及していく、一般化していくという過程におきまして、ま

た改良したり、さらに研究開発等を行いまして、より安くすることができないのではないかと。今スタートした時点ではございますけれども、やはり国として投資して行かう技術はだれもやらないこと、そういうようなことを率先してやっていくということが大事ではないかと考えるわけであります。

○須藤美也子君 忘れてならないことは、この開発研究というのはウルグアイ・ラウンド対策費として国が財政を出しているということなんです。つまり、農民対策予算から出ているということなんです。であるとすれば、大規模経営が使うものも、あるいは全農家が活用できる場合も価格を安くする、これが筋だと思ふんです。そういう努力を民間企業もやるべきだと思ふんです。

国からお金をもらって研究費は無料であるわけです。その研究開発したものを民間企業が販売するわけですから、そういう点では、民間企業に対しては国がその指導、援助を進める必要があるのではないかと。そして、価格は少なくとも安く、農民が本心に心から、これであれば効率的に、これを使っても今の農業の現状からすればこれはいいんだなというふうな、そういうふうなものを普及するというのが非常に大事だと思ふんですが、大臣、どう考えますか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 価格が安ければ委員のおっしゃるとおり点数も非常によくなってくるわけなんです。しかしながら、価格は一応需要と供給の線が決まってくるというのが現在の日本の経済システムであるわけがあります。研究開発等について国が率先して出したという点は評価してよろしいかと思ふわけですが、今後、普及を徹底し、より技術を一般化することによりまして価格を下げていくということも可能であると、私はそう考えておるわけでございますので、そういう点を今後、評価していただければと思います。○須藤美也子君 私の質問とちょっと答弁が違ふような気がするんですけれども、つまり国の金で開発したもの、それを農家は高いものを売りつけ

られる。企業は開発資金は無償で、国から五十億の金を百三十一の民間企業に研究委託費として配られているわけなんです。

ですから、農民にその分を還元する、安く買ってもらう、商品を安くするというのが筋だということをはっきりと申し上げてきました。ですから、そういう形で国が指導、援助すべきでないか、民間企業に対しては、そうでなければ、何のための開発か、何のためのウルグアイ・ラウンド対策費かわからないでしよう。私はこのことを言っているんです。どうぞもう一度。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) これから普及をしまして量産化が可能になってまいりますならば、これはやはり価格も低くなってくるというところが見込まれるわけでございます。最初から何でもかんでも安くして、企業はみんな赤字で次にやっていけないというふうなことになるはいかぬと思ふわけでございまして、試験研究開発に国として公的資金を使うことは大事であると思ひますが、企業の品物を安くして、そして提供するというところまではやるべきではない、こう思ひます。

○須藤美也子君 ちょっと理解がされていないようです。農水大臣は、企業の立場に立っているのではなくて、農家経営をどう安定させるか。そのために技術開発としてこういうことをやっているわけですから、農家の経営安定のための立場に立って価格の安定、そして善処すべきだと私は思ふんです。民間企業だから価格は高くてもしょうがない、そんな冷たい考え方では農業経営はやっていけませんよ。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) ですから、企業に金を出すということは邪道だと言っているんです。それよりも、いかに普及して、それを一般化して多くの人々に使ってもらふことによって価格を下げていくということは可能性がありまします。したがって、そのために農家の皆さんに対して補助事業としてこれができるだけ推進していくというこ

とであれば普及が一般化するわけでありましますから、それによって企業の量産化がなされて価格が安くなってくる、こういうことをもくろんでおるわけでありまします。

○須藤美也子君 企業にお金をやるのが邪道だと言いつながら、生研機構を通して企業にやっているじゃありませんか。あべこべですよ。私の言っていることがちょっと理解されていないと思ふんです。

ただ、こういう開発をせっかく委託してやったからには、この開発されたものが現場で生かされるように善処してほしい、このことを申し上げたいと思ふんです。そうでないと、また言っても何か横道にそれるようになると思ひますので、時間があったらいい。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 今、私の言ったこととお話は尽きると思ひますよ。ですから、要するに、普及することによって量産が可能になってくるでしよう。その普及については、国としても農家の皆さんに対してやはりこれができるだけ導入するようにしていただきたい、そのためには補助事業等も考えてできるだけ普及を図っていきましようということを強調しているわけですから。

○須藤美也子君 そうすると、普及のためには国が補助をつけて普及できるようにやるということではないですか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) そうです。○須藤美也子君 では、そういうことでこれは確認をいたします。

もう一問申し上げたいんですけれども、国立試験研究機関、先ほど郡司議員もおっしゃいましたけれども、私も筑波に独立法人のときに行っているいろいろお尋ねをいたしました。この独立法人、国の機関の経常研究費、これがこの間下がっている、横ばいになっているんです。例えば五年前です、百四十二億八千万円から、十年度百四十一億八千七百万円に下がっています。一人当たりの研究費は大体横ばいでありまします。

そういう状況の中で、今ウルグアイ・ラウンド対策費としては五十億円も生研機構に出資をする。国の研究機関であるこういう経常研究費にもっと予算をふやすべきではないかというふうに思ふんですが、その点はどうかでしようか。

○政府参考人(三輪幸太郎君) 経常研究費の推移、実態は先生のお話のとおりであります。

この経常研究費は、いわゆる試験研究機関の運営費から人件費を控除した額でありまして、安定的に研究者の育成とかそういったことに使える研究費で非常に意義が高いわけでございますが、現在いろいろなプロジェクト研究あるいは農政推進上に必要な研究を通じて、基礎的な研究から応用研究まで非常に研究予算が強化されておりますので、経常研究費の本来の役割を認めつつも、全体の予算は大きく伸ばしていきたいというふうに思っております。

○須藤美也子君 大臣、どうですか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 研究は大事でございますから、そういう考えに立って進めていきたいと思ひます。

○須藤美也子君 終わります。

○谷本鶴君 新しい基本法は環境保全型農業重視の方向を出しました。その環境とは、日本の場合でいうならば、地域地域で気候も地形も風土も大きく違うという特徴を持っております。持続可能な農業とは、それぞれの地域地域で違う自然の力をどう発揮させるのかというところに焦点があるわけでありましますから、したがってそれは画一型ではなくて地域個性型となっていくはずであります。

こうしてみますと、技術開発についても物別だけではなしに、地域型を重視しなければならぬ時代に来たと思ふのです。技術会議はそれらの点をどう考え、どう対処されようとしていますか。

○政府参考人(三輪幸太郎君) 我が国の農業に関して地域に根差した農業技術の必要性、先生のお話のとおりだと思っております。

このために、私も現在、農水省の研究機関として全国七地域に国の研究機関を設置いたしました。都道府県農業試験場と協力をしまして、大豆の品種改良等に取り組み、地域特有の環境保全型農業技術等の研究を推進しております。また、普及組織と連携しまして、まさに地域に密着した技術の研究開発を行っております。都道府県の研究に對しても助成を行ったり、研究員の研修等の支援措置を行っているところでございます。

独立行政法人化等もございしますが、今後とも地域ごとの研究体制を堅持したいと思っております。○谷本 農水省、次に、民間開発技術との連携についてお尋ねをしたいと思います。

民間開発技術というのは試行錯誤のものも少なくありませんが、現場の必要感に根差したという意味ではすぐれた特徴を持っております。しかしながら、官の技術と民の技術のドッキングの関係というのは、今まで非常に私の受けた印象では悪かった。民の皆さんから言わせると、官の皆さんは官位主義があるからだという批判が多く見られます。

最近で申し上げますと、アイガモ農法あるいは不耕栽培、当初取り組んでこられた皆さんの中にもそうした声が少なくありませんでした。最近で申しますと、木酢液、それからまた米ぬか農法もやっておられる皆さんの間からも、もう少し役所が積極的にという声が少なくありません。

民間事業は総じて自然を生かす農法が多いのであります。それだけに、これからは積極的にこれらの問題について官の方も一体的に取り組んでいく、そういう時代に来たのではないかと、局長、いかがでしょうか。

○政府参考人(三輪 孝太郎君) かつては、戦後の食料難を救った保溫折衷農法、こういった技術は長野県の農家から出た技術を研究機関の方で体系化して普及させたものでございますが、そういったように現場における農家、農民の発想をうまく体系化するということが非常に重要であると考えております。

先生のお話のように、官位主義といいますが、ちよつと適当でない官位ですか、そういったことがあつたらばこれはとんでもない間違いでございます。やはり国の研究機関といえども先ほど言ったような体制をとっておりますので、現場の声をよく聞いて、現場の中のごくごくたのつては研究に取り入れていくという姿勢が大事ではないかというふうに考えております。

○谷本 局長、これは二年ほど前、私が茨城に行つて自然食干し芋生産の話が出たときのことなんです。芋が紫色の斑点病が出て農業をやつたんだがだめなんだという話が出てまいりました。そうしたら、お年寄りの方が、それは芋の前に麦をつくらなきゃしょうがないじゃないか、昔はみんなこの辺はそうやっていたよという話が出てまいりました。これで一件落着きになったんですが、私は少々びっくりいたしました。ほとんどの方はそれを知らないんですよ。やっぱり時代が変わつたのかなと思つたのですが、そういう消えつつある大事な技術、これが一つの問題点としてあるのではないのか。

それからもう一つの問題は、消えた民間技術としてはいろいろなものがありますが、例えば水田稲、山地稲、山岳稲とか山岳稲という言葉がありましたけれども、そういうようなものも近代化の技術体系の中で消えてしまつてしまつて。そうしてみまうと、自然を生かした持続型農法を伸ばしていくには消えつつある大事なものの、これをどう大事にしていくかということ、消えてしまったもの、この掘り起こしということが大事になつてきているのではないかと、局長、その辺はどうお考えでしょうか。

○政府参考人(三輪 孝太郎君) 消えていく技術には農業の状況なり何かの理由があると思つたが、なかなか難しいのでございますが、中には、先生がおっしゃるように、消えた状況が

現在の科学の水準あるいは現在の状況から見直してみれば、また意味があるというものもございまして、そういったものにつきましましては、地域の研究でぜひ取り上げていきたいというふうに思つております。

○谷本 局長、そのところは強くお願いをしておきます。次に、水利用をめぐる技術開発について伺いたしたいと思います。

少々個人的な話になりますが、一昨年、IPUのモスコ会議がありました。私は、水の集會に出るのを目的に参りました。集まつたのは水の會議で七十三カ国、四カ国の代表が集まりました。

時間がありませんから簡単に申し上げますが、例えばアフリカの代表はこう言いました。二十一世紀に向けての我が政治家の最大の使命は何なのか、女性と子供にどう飲料水を確保するか、これが一番大きいという演説が出てまいりました。そう思いましたら、これは数人の方から出てまいりました。次に戦争が起るとすればそれは石油をめぐる戦争ではない、水をめぐる戦争になるであらうと。大変物議な話ですが、その種の話が幾つか出てまいりました。さらにまた、比較的多かったのは、穀物一トンを生産するのに必要な水は一千トン、牛肉を一キログラム生産するのに必要な水は二万キロだ、という水を我々はこれから先も確保していくことができるであらうかという発言等々がありました。

日本でも、これは第三次全国総合開発計画の中では地域経済圏構想というのを取り上げていた。水に住むところ、どう引張つてくるか、水はなくてはならない。これからは人が水の流域圏に向けて住み直すという時代に入っていくのではないのか、というふうな立場から描かれたものであります。これからの時代は、水なくして食料なしという時代に入っていくであらう。そういう意味で、一番水を使う農業の節水技術、これをどう徹

底していくか。さらにはまたもう一つ、これは国土庁が、たしか昨年ですか、水資源白書の中で書いていた。途上国は一番水が足りない。そこに向けての技術開発ですね、どう援助するか。アジアも例外じゃありませんよ。

ですから、そういう意味で、これからの技術開発では水問題というのを非常に大事な問題として重視していかなくやならぬと思うのだが、技術会議、どうしておられますか。

○政府参考人(三輪 孝太郎君) まず、我が国のように降雨量が年間二千ミリ以上ぐらい見込まれるところでは、降った雨を海に流さないために貯留してこれをむだなく使うというやり方です。やっぱりかんがい技術の改善という研究があると思ひます。

ただ、先生がおっしゃつたように、地球規模で考えますと、むしろ雨量自体が大変少ないところとか、かんがいの導入によるいろんな問題が起つておるわけでございます。それを考えますと、日本のような降った雨をためて使うという施設利用型の技術だけではなくて、もう一つは地域の土壌の問題には対応できません。

したがって、その土壌の特性に応じたかんがい、ドリッピングかんがいとか、あるいは作物の方が塩分に強くて水が要らないように改善をするとか、いろんな先端技術を駆使してこれに十分力を注いでいかないと、解決できないのではないかと、思つておられます。その面で力を入れているところでございます。

○谷本 局長、これらの点は省庁を超えての協力関係というのがあるんですか、ないんですか。そこはどうか。

○政府参考人(三輪 孝太郎君) 例えば、乾燥地域で水を確保する方策は、わすれた雨を土壌中にためます。その土壌中にためた水を作物の生育にうまく使うということ、保水力が非常に重要なんですが、そういうところの土壌に限って保水力がありません。そこで、工業分野では、高分子の吸水剤のようなものが発明されております。

て、そういった工業分野の先端技術の発展と我々の農業技術、これがタイアップをするというようなことは行われております。

○谷本議員 大臣もお聞きですから、省庁を超えたこの種の取り組みについてぜひひとつ重視していただきたいことをお願いしておきます。

次に、大臣に伺います。

基本問題調査会、基本法をつくる前にメンバーが発表されたときには、私は少々ショックを受けました。といひますのは、技術研究家のメンバーが一人もいないんです。括弧して肩書が書いてありますからそれで見えていったところ、技術の専門家というのはいないなかつた。これは一体どういうことなのかというのを私は考えました。環境型農業を取り入れていくことについても非常にこれから大変な時代に技術としては入っていくというふうなことでありますから、どうも技術問題については国が手抜きをしていくという考えじゃあるまいかという感じがいたしました。

せんだつてのエンジニア問題、あのときの議論にもありましたように、国は直接やらないけれども、やるべきことはきちんとやるようにするんだと、これは大臣もおっしゃっておいりました。というふうなことでありますから、したがって農水予算に占める技術の比重で見ますと、ううと、ここ数年ずつと慎重に少しづつふえてきていますね。これから先も特に技術問題は重大なことですから、このところは大事にしたいだかなきゃならぬなと思うのだが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 全く委員のおっしゃられるとおりであります。

やはり、世界戦略を考えていった場合におきましても、技術研究でおくれをとればその分だけ日本の農林業がおくれる、こういう認識を持ちまして、前の独立法人の問題等についても申し上げたわけでございますが、イネゲノム等の解析等におきましては、できるだけ補正予算等におきましても予算を増額しまして頑張ってきた。

今後とも、農林水産分野における技術開発は農林水産行政の推進上極めて重要な役割を果たしておるわけでございますので、平成十二年度におきましては、農林水産研究予算は一千二百六億円、七・六%の増というふうになっておるわけでございます。研究開発のための予算をふやしていくというふうなことで、委員の言われるとおり、私も努力してまいりたい、このように考えております。

○谷本議員 最後に一言だけ。

予算編成の作業が夏場から始まるわけでありまして、その先は省庁再編成とあわせて財政改革の問題が出てくるはずであります。それだけに財政事情は厳しくなると存じますが、ぜひこの点は重ねてお願いしたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○委員(若林正俊君) 他に御発言もないようです。から、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより採決に入ります。

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法を廃止する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員(若林正俊君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案の審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じます。が、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(若林正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(若林正俊君) 次に、大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。玉沢農林水産大臣。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

大豆につきましては、食生活の面においても、また農業生産の面においても重要な農作物であることにかんがみ、これまで、いわゆる不足払い方式により生産者に交付金を交付する措置を講じて、その生産の確保と農家所得の安定を図ってきたところであります。しかしながら、この仕組みは、販売価格にかかわらずあらかじめ設定される一定水準の手取りが確保されるものであるため、生産者の生産・販売努力が促進されにくいものとなっております。

また、菜種につきましては、その生産量が減少し、産地も特定の地域に集約されてきているところであります。

このような状況を踏まえ、需要の動向に即した大豆生産を確保し、土地利用型農業の活性化を通じて食料の安定供給の確保を図っていくため、市場評価が生産者手取りに的確に反映されるよう交付金制度を見直すこととするとともに、菜種について、その生産事情の変化を踏まえ、交付金制度から産地の実態に即した措置に移行することとし、本法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、いわゆる不足払い方式によつてきた交付金制度を改め、事前に定める一定の単価により交付金を交付する方式とすることとしております。なお、ある銘柄につき販売価格が生産費水準を超えるときは単価を減額するほか、交付金の交付は価格低落が生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための積立金制度の対象としている大豆について行うこととしております。

第二に、菜種についての助成措置を交付金制度から産地の実態に即した措置に移行することとし、

し、菜種を大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の適用対象から除外することとしております。

このほか、計画的かつ合理的な大豆の販売を確保するための生産者団体の調整販売計画に対する変更勧告制度の創設や規制緩和の観点も踏まえて、登録集荷業者制度を廃止する等の措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員(若林正俊君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時散会

三月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案

(大豆なたね交付金暫定措置法の一部改正)

第一条 大豆なたね交付金暫定措置法(昭和三十六年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大豆交付金暫定措置法

第一条中「及びなたね」及び「又はなたね」を削り、「行なり」を「行う」に改める。

第二条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、「又はなたね」を削り、「第四条を」を「同条第一項又は第二項に」、「調整販売計画等」を「同条第一項の調整販売計画等」に改め、同条第二

項及び第三項を次のように改める。

2 前項の交付金の金額は、生産者団体等ごとに、次項の規定により定められる交付金の単価に、大豆の生産者からその生産に係る大豆の売渡しの委託金(当該委託を受けた大豆の集荷の業務を行う者からの当該委託に係る大豆の売渡しの委託を含む)を受けて農林水産省令で定める期間内に当該生産者団体等が販売した大豆(大豆の販売価格の低落がその生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための積立金であつて農林水産省令で定める基準に適合するものの積立に要する費用を大豆の生産者が生産者団体等に支払う旨の定めがある契約に係るものに限る。)の数量に相当する数乗じて得た金額とする。

3 交付金の単価は、農林水産大臣が、販売することを主たる目的として大豆の生産を行っているとして認められる生産者の生産費その他の生産条件、大豆の需要及び供給の動向並びに物価その他の経済事情を参酌し、大豆の再生産を確保することを旨として定めるものとする。

第二條第四項中「基準価格及び第二項の農林水産大臣の定める数量」を「交付金の単価」に改め、「又はなたね生産」を削り、「大豆又はなたね」を「大豆」に改め、同條第五項中「基準価格、標準販売価格、第二項の最低標準額及び同項の農林水産大臣の定める数量」を「交付金の単価」に改め、同條第六項中「基準価格及び第二項の最低標準額」を「交付金の単価」に、「おおむね収穫期前の期間内で」を「翌年産の大豆につき」に改め、同條に次の二項を加える。

7 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、交付金の単価を改定することができる。

8 第五項及び第六項の規定は、前項の規定による交付金の単価の改定について準用する。

この場合において、第六項中「毎年、翌年産の大豆につき、政令で定める期日までに定めて」とあるのは、「遅滞なく」と読み替へるものとする。

第三條を次のように改める。

第三條 次条第一項又は第二項の規定により同条第一項の調整販売計画等の承認を受けた生産者団体等が前条第二項の農林水産省令で定める期間内に販売した大豆の銘柄別の販売価格の平均額が、大豆の標準的な生産費として農林水産大臣が定める金額を超えるときは、同条第三項の規定にかかわらず、当該生産者団体等が販売した当該銘柄の大豆については、農林水産大臣の定めるところにより、その交付金の単価(同条第七項の規定により交付金の単価が改定された場合にあつては、その改定後の交付金の単価)を減額するものとする。この場合において、同条第二項中「次項の規定により定められる」とあるのは「次項及び次条第一項の規定により定められる銘柄別の」と、「販売した大豆」とあるのは「販売した当該銘柄別の大豆」と、「数量に相当する数乗じて得た」とあるのは「数量に相当する数をそれぞれ乗じて得た金額を合算した」とする。

2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の農林水産大臣が定める金額について準用する。

第四條の見出し中「承認」の下に「及び変更の勧告を加へ、同条第一項中「又はなたね」を削り、「第六條第一項」を「次条第一項」に改め、同条第二項中「第六條第一項」を「次条第一項」に改め、同條に次の一項を加える。

3 農林水産大臣は、前二項の規定による承認をした調整販売計画等が大豆の販売事業の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その調整販売計画等を変更すべきことを勧告することができる。

第五條を削る。

柄別の交付金の単価に、「各種類等別」を「各銘柄別に改め、「又はなたね」を削り、同条第二項中「又はなたね」を削り、「種類等別の基準価格」を「銘柄別の交付金の単価」に、「各種類等別」を「各銘柄別に改め、同条を第五條とする。第七條中「及びなたね」を削り、同条を第六條とし、同條の次に次の一條を加える。

(報告及び検査)

第七條 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国内産の大豆の生産者若しくは生産者団体等に対して必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、その帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八條を次のように改める。

(罰則)

第八條 前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の刑を科する。

(農産物価格安定法の一部改正)

第二條 農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二條の見出しを「(買入れ)」に改め、同条第一項中「甘しよ生切干、甘しよでん粉、馬鈴いよでん粉、なたね」を「かんしよ生切干、かんしよでん粉、ばれいしよでん粉」に、「売渡の申

込」を「売渡しの申込み」に改める。

第四條の見出し中「甘しよ及び馬鈴いよ」を「かんしよ及びばれいしよ」に改め、同条中「売渡の申込み」を「売渡しの申込み」に、「甘しよでん粉又は馬鈴いよでん粉」を「かんしよでん粉又はばれいしよでん粉」に、「甘しよ又は馬鈴いよ」を「かんしよ又はばれいしよ」に、「売渡の対価」を「売渡しの対価」に、「基く」を「基づく」に改める。

第五條第一項中「買入れ」を「買入れの」に、「左の各号に」を「次に」に、「はかり」を「諸り」に改め、同項第一号中「甘しよ生切干、甘しよでん粉又は馬鈴いよでん粉」を「かんしよ生切干、かんしよでん粉又はばれいしよでん粉」に、「甘しよ又は馬鈴いよ」を「かんしよ又はばれいしよ」に改め、同項第二号中「なたね又は」を「農業パリテイ指数に基き」を「農業パリテイ指数に基づく」に、「参しやくして」を「参酌して」に改める。

第八條第二項中「あつ、旋を」を「あつせん」に改める。

第八條の二の見出し中「甘しよ又は馬鈴いよ」を「かんしよ又はばれいしよ」に改め、同条第一項中「甘しよ生切干、甘しよでん粉又は馬鈴いよでん粉」を「かんしよ生切干、かんしよでん粉又はばれいしよでん粉」に、「甘しよ又は馬鈴いよ」を「かんしよ又はばれいしよ」に改める。

第九條第一項中「甘しよ及び馬鈴いよ」を「かんしよ及びばれいしよ」に、「本項」を「この項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二條 第一條の規定による改正後の大豆交付金暫定措置法(以下「新法」という。)の規定は、平成十二年産の大豆から適用する。

2 平成十一年以前の生産に係る大豆及び平成十二年以前の生産に係るなたねに係る交付金の交付については、なお従前の例による。

第三条 平成十二年産の大豆に係る新法第二条第六項（新法第三条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、新法第二条第六項中「毎年、翌年産の大豆につき、政令で定める期日までに」とあるのは、「平成十二年産の大豆につき、大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律（平成十二年法律第号）の施行後遅滞なく」とする。

（地方自治法の一部改正）

第四条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一大豆なたね交付金暫定措置法（昭和三十六年法律第二百一号）の項を削る。

（農林水産省設置法の一部改正）

第五条 農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第六十三号、第五条第五十一号及び第二十六条第二項中「大豆なたね交付金暫定措置法」を「大豆交付金暫定措置法」に改める。

第六条 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項第三号中「大豆なたね交付金暫定措置法」を「大豆交付金暫定措置法」に改める。

平成十二年四月四日印刷

平成十二年四月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局